

倉敷しげい居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人創和会が開設する倉敷しげい居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、その利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者の現状を的確に把握し、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援すべき居宅サービス計画の作成をおこなう

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合かつ効果的に提供されるよう配慮する
- (2) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う
- (3) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称は、次の通りとする
名称 倉敷しげい居宅介護支援事業所

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は、次の通りとする
所在地 倉敷市幸町2-30

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始を除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする

- (1) 利用者の相談を受ける場所：倉敷しげい居宅介護支援事業所相談室
- (2) 使用する課題分析票：課題分析標準項目に対応したアセスメントシート
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：1回/月以上

(指定居宅介護支援の内容)

第8条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする

- (1) 居宅サービス計画等の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする
通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えた地点から5km未満が50円、以後5km毎に50円交通費を追加徴収する

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、倉敷市とする
(但し、水島・玉島・児島・船穂・真備を除く)

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。また利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、保険会社と相談の上、損害賠償を行うものとする

(苦情処理体制)

第12条 事業者は指定居宅介護支援の提供に当たり、利用者及び利用者の家族より苦情の申し出があった場合には、迅速にサービスの内容を検討しサービスの向上改善に努める。また利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年一回以上）
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第14条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。また身体拘束等を行う場合にはその態様、及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する

- (1) 職員は、職務上知り得た秘密を保持する
- (2) 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする
- (3) この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会医療法人創和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する
平成12年11月1日より施行する
平成13年4月1日より施行する
平成15年8月1日より施行する
平成16年5月1日より施行する
平成17年12月1日より施行する
平成19年1月1日より施行する
令和3年4月15日より施行する
令和6年4月1日より施行する